

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付要綱

制 定 令和4年4月1日 戸地振第71号（区長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、戸塚区内におけるスクールゾーン内の子どもの交通事故の防止を目的とし、地域の自主的な活動の促進を図るために活動する団体に対する助成金の交付に関し、必要な事項を定める。

2 助成金の交付については、横浜市市民協働条例（平成24年6月横浜市条例第34号。以下「条例」という。）、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

（助成対象団体）

第3条 この助成金は、スクールゾーン内の子どもの交通事故の防止を目的として戸塚区内小学校ごとに結成された組織で、学区内のPTA、自治会町内会、青少年団体等の代表者をもって構成され、自主的な活動を行っている団体に対して行うものとする。

（助成対象活動）

第4条 この助成金の対象となる活動は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 交通安全広報啓発活動
- (2) 交通安全指導啓発活動
- (3) 交通安全対策に係る会議の開催

（助成対象期間）

第5条 助成の対象となる活動の実施期間及び経費の執行期間は、交付決定した年度の4月1日から3月31日までとする。

（助成対象経費及び助成金額）

第6条 助成の対象となる経費は別表1に掲げるものとし、区長は経費の全部又は一部を助成することができる。

2 前項の規定にかかわらず、別表2に掲げる経費は助成の対象外とする。

3 助成金額は、1団体あたり12,000円を上限とし、次条の書類の内容を審査のうえ、区長が決定するものとする。

（助成金交付申請）

第7条 この要綱により助成金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付申請書(第1号様式)
- (2) 活動計画書(第2号様式)
- (3) 収支予算書(第3号様式)
- (4) 団体の規約
- (5) 団体の構成員名簿
- (6) その他区長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 区長は、前条による申請書等を受理したときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- 2 交付申請額の全部又は一部交付を決定する場合には、戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付決定通知書(第4号様式)により通知するものとする。
- 3 交付申請額の不交付を決定する場合には、戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金不交付決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。
- 4 区長は、助成金を交付するにあたって、助成金の使途等について条件を付することができる。

(助成金の交付申請の取下げ)

第9条 助成金の交付の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付決定通知書(第4号様式)を受け取った日から30日以内に戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付申請取下げ書(第6号様式)を提出することにより、交付申請を取り下げることができる。

(活動の報告)

第10条 助成金の交付決定を受けた団体は、助成を受けた翌年度の4月30日までに次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

- (1) 戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金活動実績報告書(第7号様式)
 - (2) 活動報告書(第8号様式)
 - (3) 収支決算書(第9号様式)
 - (4) 領収書等経費の支出を証する書類の写し(以下「領収書等」という。)
 - (5) その他区長が必要と認める書類
- 2 前項第3号に定める領収書等は、補助金規則第14条第5項ただし書の規定に基づき市長が必要と認める領収書等に該当するものとし、助成活動等に係るすべての領収書等とする。

(助成金額の確定)

第11条 区長は前条第1項各号に規定する書類の提出を受けたときは速やかにその内容を審査し、助成金額を確定する。

2 区長は、助成金額を確定した後、戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金確定通知書（第 10 号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付時期）

第 12 条 助成金は、前条の規定により確定した額を補助事業等が完了した後に交付するものとする。

ただし、区長が活動の完了前に助成金を交付しなければ活動を実施できないと認めるときは、補助金規則第 17 条の規定により、活動の完了前に助成金の全部又は一部を交付することができる。

2 前項の規定により、助成金を交付する場合は、概算払とする。

（助成金の交付請求）

第 13 条 戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金確定通知書（第 10 号様式）を受理し、助成金の交付を受けようとする団体は、次の各号に掲げる書類を区長に提出しなければならない。

(1) 戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金確定通知書（第 10 号様式）の写し

(2) 請求書（第 11 号様式）

2 第 12 条第 1 項により、助成金対象活動完了前に助成金の交付を受けようとする団体は、前項第 1 号の書類に替えて、戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付決定通知書（第 4 号様式）の写しを提出する。

3 区長は適正な請求書を受理した日から 30 日以内に助成金を交付するものとする。

（概算払金の精算）

第 14 条 概算払により助成金を受領した団体は、助成を受けた翌年度の 4 月 30 日までに次の各号に掲げる書類を区長に提出することにより、概算払金の精算及び活動の報告を行うものとする。

(1) 戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金概算払金精算書（第 12 号様式）

(2) 第 10 条第 1 項第 2 号から第 5 号に掲げる書類

（経費の明瞭化）

第 15 条 助成金の交付を受けた団体は、助成金の使途について収支を明瞭にしなければならない。

2 区長は、必要と認めるときは、活動内容を調査し、経理の検査及び助言指導をすることができる。

（交付決定の取消し）

第 16 条 区長は、助成金の交付決定を受けた団体が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定額の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 助成金を他の用途に使用したとき。

(3) 書類の記載事項に虚偽があるとき。

(4) 法令、この要綱及びこの要綱に基づき区長が指示した事項に違反したとき。

(5) その他不正の行為が認められるとき。

(助成金の返還)

第 17 条 区長は、前条により助成金の交付決定を取り消した場合は、戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付決定取消通知書（第 13 号様式）により助成金の返還を命ずるものとする。

(関係書類の保存期間)

第 18 条 助成金の交付を受けた団体は、補助金規則第 26 条の規定により、助成金対象事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿、領収書並びに同規則第 14 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる書類等を整備し、第 5 条に定める期間を経過した後、5 年間保存しなければならない。

(書類の閲覧)

第 19 条 助成金の交付を受けた団体及び区長は、条例第 7 条第 4 項の規定により、第 7 条第 1 号から第 4 号、第 8 条第 1 項、第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号、第 11 条第 1 項に掲げる書類又はその写しを一般の閲覧に供しなければならない。

2 前項の規定による閲覧は、次の表に定めるところにより行うものとする。

閲覧に 供する者 閲覧に 関する事項	助成金の交付を受けた団体	区長
閲覧場所	主たる事務所の所在地又は代表者の住所その他団体が指定する場所	戸塚区役所総務部地域振興課
閲覧時間	団体が指定する時間	戸塚区役所総務部地域振興課の事務取扱時間
閲覧期間	書類の閲覧期間については次のように定める。 (1) 第 7 条第 1 号から第 4 号及び第 8 条第 1 項に掲げる書類については、助成金の交付を受けた日から 2 年間。 (2) 第 10 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる書類については、当該書類を区長に提出した日から 2 年間。 (3) 第 11 条第 1 項に掲げる書類については、通知した日から 2 年間。	

3 閲覧をしようとするものは、閲覧表（第 14 号様式）により申請するものとする。

(遵守義務)

第 20 条 助成金の交付決定を受けた団体は、この要綱に定める事項を遵守しなければならない。

(状況報告)

第 21 条 区長は、必要があると認めるときは、活動の状況について報告を求めることができる。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めのない事項については、区長が必要に応じてその都度定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(戸塚区スクールゾーン安全対策協議会助成金交付要綱の廃止)

2 戸塚区スクールゾーン安全対策協議会助成金交付要綱（平成 16 年 4 月 12 日戸地振第 117 号）はこの要綱の施行をもって廃止する。

(経過措置)

3 この要綱に定める事項はこの要綱の施行日以後にあった申請について適用し、同日前にあった申請については、なお戸塚区スクールゾーン安全対策協議会助成金交付要綱の例による。

【別表 1】（第 6 条第 1 項：対象経費）

助成対象の経費	①資料作成に係る用紙代、印刷代等 ②事務用品費 ③交通安全ベスト、腕章等、啓発活動に係る物品購入費 ※統一の形状や文言を入れるなど、団体の活動として周知できるようにすること。 ④③に付随する消耗品費及び修理費 ⑤郵送費 ⑥交通費（公共交通機関の利用に限る） ⑦その他、区長が特に認めるもの ※事前に区役所が相談を受け、認められたもの
---------	--

【別表 2】（第 6 条第 2 項：対象外経費）

助成対象外の経費	①団体構成員の人件費、謝金 ②ガソリン代等の燃料費 ③飲食、茶菓子、弁当等の食糧費 ④電話代、電子メール等の通信費 ⑤交通安全活動以外にも使用する消耗品及び備品費 ⑥その他、区長が不相当と認めるもの
----------	--

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付申請書

年 月 日

戸 塚 区 長

所在地

団体名

フリガナ
役職・氏名

戸塚区内におけるスクールゾーン内の子どもの交通安全を目的とした活動を実施するため、次のとおり戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金を交付されるよう申請します。

なお、助成金の交付を受けるにあたっては、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号）及び戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付要綱を遵守します。

1 助成を受けようとする額

_____ 円

2 添付書類

- (1) 活動計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 団体の規約
- (4) 団体の構成員名簿

第2号様式（第7条）

年度 活動計画書

団体名

事業名	月 日	活動内容

年度 収支予算書

団体名

1 収入

項目	予算額	説明
助成金	円	横浜市より
計	円	

2 支出

項目	予算額	使途、積算内訳等
計	円	

戸地振第 号
年 月 日

団体名

役職・氏名

様

戸塚区長

印

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金について、次のとおり交付を決定しましたので通知します。

1 交付決定金額

_____ 円

【一部不交付の場合の理由】

2 交付予定時期

適正な請求書受理後、30日以内とします。

3 交付条件

- (1) 助成金は申請書記載の活動のみに使用し、他の事業には流用しないでください。
- (2) 活動終了後は、活動報告書（第6号様式）及び収支決算書（第7号様式）を
年 月 日までに提出してください。
- (3) 剰余金が生じたときは、速やかに返還してください。
- (4) 前記の事業以外に使用したとき及び書類の記載に虚偽のあるとき、その他不正の行為が認められた場合は、助成金の全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) この助成金の使途について必要があると認められる時は、調査を行うことがあります。

担当
電話

第5号様式（第8条第3項）

戸地振第 号
年 月 日

団体名

役職・氏名

様

戸塚区長

印

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金不交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金について、次のとおり不交付を決定しましたので通知します。

1 不交付決定理由

担当
電話

第6号様式（第9条）

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付申請取下げ書

年 月 日

横浜市戸塚区長

所在地
団体名
役職・氏名

年 月 日戸地振第 号で戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付申請審査結果通知書を受理しましたが、次のとおり申請の取下げを行います。

1 取下げ金額

_____ 円

2 取下げ理由

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金活動実績報告書

年 月 日

横浜市戸塚区長

所在地
団体名
役職・氏名

年度の活動が終了しましたので、関係書類を添えて活動実績を報告します。

1 助成金交付決定額

_____ 円

2 余剰金

_____ 円

3 添付書類

- (1) 活動報告書（第8号様式）
- (2) 収支決算書（第9号様式）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

第8号様式（第10条）

年度 活動報告書

団体名

事業名	実施月日	活動内容

年度 収支決算書

団体名

1 収入

項目	予算額	決算額	説明
助成金	円	円	横浜市より
計	円	円	

2 支出

項目	予算額	決算額	使途、積算内訳等
計	円	円	

第 10 号様式（第 11 条第 2 項）

戸地振第 号
年 月 日

団体名
役職・氏名 様

戸塚区長 印

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金確定通知書

年 月 日付で活動報告のありました戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金については、次のとおり確定します。

1 交付確定金額

_____ 円

担当
電話

請求書（兼口座振替依頼書）

年 月 日

横浜市戸塚区長

所在地

団体名

役職・氏名

印

年度戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金として次のとおり請求いたします。

_____ 円

フリガナ			
口座名義人			
振込先	銀行 信用金庫 信用組合 農協		出張所 支店
預金種目	普通・当座	口座番号	

（※口座名義人が代表者と異なる場合は、以下に署名・押印してください）

上記口座に助成金を振り込みください。

役職・氏名

印

※受領委任を行わない場合は、請求書の押印を省略することができます。

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金概算払金精算書

年 月 日

横浜市戸塚区長

所在地

団体名

役職・氏名

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付要綱に基づき、活動の報告をします。

1 概算払金の精算

- | | | |
|-------------|------------|---|
| (1) 概算払金受領額 | _____ | 円 |
| (2) 受領年月日 | _____年 月 日 | |
| (3) 概算払金執行額 | _____ | 円 |
| (4) 差引残額 | _____ | 円 |

2 添付書類

- (1) 活動報告書（第 8 号様式）
- (2) 収支決算書（第 9 号様式）
- (3) 領収書等経費の支出を証する書類の写し
- (4) その他区長が必要と認める書類

第 13 号様式（第 17 条）

戸地振第 号
年 月 日

団体名
役職・氏名 様

戸塚区長 印

戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金交付決定取消通知書

年 月 日戸地振第 号により貴団体への助成金の交付決定を通知しましたが、次のとおり交付決定を取り消します。

- 1 交付決定取消理由
- 2 助成金交付取消額
_____ 円
- 3 返還期限（既に助成金を交付している場合）
年 月 日

担当
電話

閲覧表

年 月 日

（提出先）

（閲覧者）住所

氏名

事業名	戸塚区スクールゾーン安全対策活動助成金
閲覧しようとする書類を作成した団体名	
閲覧しようとする書類の名称	
閲覧年月日	年 月 日
※受付処理欄	

※印のある欄は、記載しないでください。